とき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該銀行以外の銀行に限る。）との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき	とき

第七条第二項中「第九十四条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおり」を「第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条第三項中「より同法」を「より法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）に」、「同法」を「、銀行法」に、「掲げる同法」を「掲げる銀行法」に改め、同条第四項中「の規定において」を「において」に改める。

第七条の二の二を第七条の二の三とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（金庫が労働金庫代理業を行う場合において変更の届出を要する労働金庫の範囲）

第七条の二の二　法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項に規定する政令で定めるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

第十条の二第一項中「法第八十九条の三第三項」を「同条第三項」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、同項第五号中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改める。

第十一条第一項第五号中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第七条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「及び第十項、第十六条の三」を加え、「及び」を「、第五十二条の二第二項及び第三項並びに」に改め、同条第二項の表第十六条の二第一項の項中「又は第十一号から第十三号まで」を「、第十一号から第十二号の二まで又は第十三号」に改め、同表第十六条の二第一項第十一号トの項の次に次のように加える。

第十六条の二第一項第十三号	前各号及び次号	第一号、第二号の二から第四号まで、第六号及び第十一号から第十二号の二まで

附則第十三条第二項の表第十六条の二第七項の項を次のように改める。

第十六条の二第七項	から第十一号まで又は第十二号の三から第十四号まで	、第二号の二から第四号まで、第六号、第十一号又は第十三号
	ときは、当該銀行又はその子会社（第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）	とき
	まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）	まで

附則第十三条第二項の表第十六条の二第七項の項の次に次のように加える。

第十六条の二第八項	子会社（第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）	子会社

附則第十三条第二項の表第十六条の二第九項の項中「まで」の下に「、第十二号の三」を加え、同表第十六条の二第十一項の項中「第十六条の二第十一項」を「第十六条の二第十二項」に改め、同表第十六条の三第一項の項を次のように改める。

第十六条の四第一項	及び第十二号の二から第十三号まで	、第十二号の二及び第十三号
	百分の五	百分の十

附則第十三条第二項の表第十六条の三第四項ただし書の項中「第十六条の三第四項ただし書」を「第十六条の四第四項ただし書」に改め、同表第十六条の三第四項第四号の項中「第十六条の三第四項第四号」を「第十六条の四第四項第四号」に改める。

附則第十四条第二項の表銀行法施行令第十七条の二第一項第一号の項中「第十六条の三第二項ただし書」を「第十六条の四第二項ただし書」に、「会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とする」を「会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有する」に、「譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とする」を「譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有する」に改める。

附則第十八条中「前条第一項第六号ソ」を「前条第一項第六号ツ」に、「及びソ」を「及びツ」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第八条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第三十八号」に改める。

第四条中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改める。

第六条中「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」に改め、同条第一号中「第三十二号及び第三十四号」を「第三十三号及び第三十五号」に改め、同条第十七号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第二条第二項第三十五号」を「第二条第二項第三十六号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第二条第二項第三十号」を「第二条第二項第三十一号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者　資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨交換業（次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「仮想通貨交換業」という。）に係る業務